

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:平成29年7月1日～平成29年9月30日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。

※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	指定業種名
1	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)(製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備(最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。)をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。)
2	0541	花こう岩・同類似岩石採石業
3	0543	安山岩・同類似岩石採石業
4	0546	砂岩採石業
5	0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
6	0556	天然けい砂鋳業
7	0711	大工工事業(型枠大工工事業を除く)
8	0712	型枠大工工事業
9	0732	鉄筋工事業
10	0742	れんが工事業
11	0743	タイル工事業
12	0744	コンクリートブロック工事業
13	0751	左官工事業
14	0761	金属製屋根工事業
15	0771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
16	0772	道路標示・区画線工事業
17	0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
18	0795	防水工事業
19	0796	はつり・解体工事業
20	0841	機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)
21	0842	昇降設備工事業
22	0891	築炉工事業
23	0911	部分肉・冷凍肉製造業
24	0912	肉加工品製造業
25	0943	ソース製造業
26	0949	その他の調味料製造業
27	1115	化学繊維紡績業
28	1116	毛紡績業
29	1121	綿・スフ織物業
30	1124	麻織物業
31	1125	細幅織物業
32	1129	その他の織物業
33	1143	毛織物機械染色整理業
34	1145	織物手加工染色整理業
35	1146	綿状繊維・糸染色整理業
36	1147	ニット・レース染色整理業
37	1148	繊維雑品染色整理業
38	1151	網製造業
39	1153	網地製造業(漁網を除く)
40	1159	その他の繊維粗製品製造業
41	1171	織物製下着製造業
42	1174	補整着製造業
43	1181	和装製品製造業(足袋を含む)
44	1184	靴下製造業
45	1185	手袋製造業
46	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業

47	1199	他に分類されない繊維製品製造業
48	1231	竹・とう・きりゅう等容器製造業
49	1232	木箱製造業
50	1233	たる・おけ製造業
51	1299	他に分類されない木製品製造業(竹, とうを含む)
52	1321	宗教用具製造業
53	1393	鏡縁・額縁製造業
54	1433	壁紙・ふすま紙製造業
55	1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
56	1643	界面活性剤製造業(石けん, 合成洗剤を除く)
57	1651	医薬品原薬製造業
58	1652	医薬品製剤製造業
59	1919	その他のタイヤ・チューブ製造業
60	1921	ゴム製履物・同附属品製造業
61	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
62	1931	ゴムベルト製造業
63	1932	ゴムホース製造業
64	1993	ゴム練生地製造業
65	2011	なめし革製造業
66	2031	革製履物用材料・同附属品製造業
67	2041	革製履物製造業
68	2051	革製手袋製造業
69	2061	かばん製造業
70	2071	袋物製造業(ハンドバッグを除く)
71	2072	ハンドバッグ製造業
72	2081	毛皮製造業
73	2131	粘土かわら製造業
74	2139	その他の建設用粘土製品製造業
75	2143	陶磁器製置物製造業
76	2144	電気用陶磁器製造業
77	2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
78	2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業
79	2221	製鋼・製鋼圧延業
80	2253	鋳鋼製造業
81	2399	他に分類されない非鉄金属製造業
82	2421	洋食器製造業
83	2422	機械刃物製造業
84	2423	利器工匠具・手道具製造業(やすり, のこぎり, 食卓用刃物を除く)
85	2479	その他の金属線製品製造業
86	2491	金庫製造業
87	2521	ポンプ・同装置製造業
88	2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
89	2534	工業窯炉製造業
90	2632	製織機械・編組機械製造業
91	2635	縫製機械製造業
92	2642	木材加工機械製造業
93	2652	化学機械・同装置製造業
94	2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
95	2661	金属工作機械製造業
96	2664	機械工具製造業(粉末や金業を除く)
97	2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
98	2719	その他の事務用機械器具製造業
99	2744	歯科材料製造業
100	2751	顕微鏡・望遠鏡等製造業
101	2812	光電変換素子製造業
102	2813	半導体素子製造業(光電変換素子を除く)
103	2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業
104	2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)
105	2951	蓄電池製造業
106	2952	一次電池(乾電池, 湿電池)製造業
107	2961	X線装置製造業
108	2973	医療用計測器製造業

109	3011	有線通信機械器具製造業
110	3013	無線通信機械器具製造業
111	3031	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)
112	3039	その他の附属装置製造業
113	3131	船舶製造・修理業
114	3132	船体ブロック製造業
115	3191	自転車・同部分品製造業
116	3222	造花・装飾用羽毛製造業
117	3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
118	3253	運動用具製造業
119	3271	漆器製造業
120	3285	喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)
121	3299	他に分類されないその他の製造業
122	3731	電気通信に附帯するサービス業
123	4011	ポータルサイト・サーバ運営業
124	4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
125	4311	一般乗合旅客自動車運送業
126	4321	一般乗用旅客自動車運送業
127	4331	一般貸切旅客自動車運送業
128	4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)
129	4412	特別積合せ貨物運送業
130	4421	特定貨物自動車運送業
131	4431	貨物軽自動車運送業
132	4521	沿海旅客海運業
133	4522	沿海貨物海運業
134	4531	港湾旅客海運業
135	4542	内航船舶貸渡業
136	4621	航空機使用業(航空運送業を除く)
137	5112	糸卸売業
138	5121	男子服卸売業
139	5123	下着類卸売業
140	5129	その他の衣服卸売業
141	5132	靴・履物卸売業
142	5133	かばん・袋物卸売業
143	5139	その他の身の回り品卸売業
144	5216	生鮮魚介卸売業
145	5223	乾物卸売業
146	5331	石油卸売業
147	5361	空瓶・空缶等空容器卸売業
148	5411	農業用機械器具卸売業
149	5419	その他の産業機械器具卸売業
150	5512	荒物卸売業
151	5515	陶磁器・ガラス器卸売業
152	5593	スポーツ用品卸売業
153	5595	たばこ卸売業
154	5599	他に分類されないその他の卸売業
155	5721	男子服小売業
156	5741	靴小売業
157	5742	履物小売業(靴を除く)
158	5791	かばん・袋物小売業
159	5792	下着類小売業
160	5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
161	6014	宗教用具小売業
162	6021	金物小売業
163	6022	荒物小売業
164	6023	陶磁器・ガラス器小売業
165	6029	他に分類されないじゅう器小売業
166	6041	農業用機械器具小売業
167	6051	ガソリンスタンド
168	6064	紙・文房具小売業
169	6071	スポーツ用品小売業
170	6092	たばこ・喫煙具専門小売業

171	6093	花・植木小売業
172	6812	土地売買業(投機を目的としないものに限る)
173	7021	産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)
174	7092	音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)
175	7099	他に分類されない物品賃貸業
176	8045	ボウリング場
177	8065	ゲームセンター(スロットマシン場を除く)
178	8095	カラオケボックス業
179	8299	他に分類されない教育, 学習支援業
180	8911	自動車一般整備業
181	8919	その他の自動車整備業
182	9031	表具業
183	9093	履物修理業
184	9231	警備業

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下、「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号まで及び第11項に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの(歓楽的雰囲気を伴うものを除く。)に限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号及び第5号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。、第6項から第10項までに規定する営業は除かれる。